

十 十 十
二 一 発
の 経 利 行
払 過 利 価
込 利 子 率 格
み

額面金額百円につき百円五銭
年二〇パーセント
年金資金運用基金理事長は、払
込金額に加え、次の算式により
算出した金額を第十八号に規定
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.0}{100} \times \frac{42}{365}$$

十 三
初 期 利 子

平成十八年六月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 十 十 十
八 七 六 五 四
払 払 元 償 償
込 場 利 還 還
期 所 金 金 期
日 支 支 額 限
子 以

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。
平成三十七年十二月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行
平成十八年一月三十一日